

宅地建物取引士

法定講習他県受講許可願～宅地建物取引士証交付申請手続

(フローチャート)

- ・宮崎県に登録している宅地建物取引士の方の場合、他の都道府県で実施する法定講習を受講することができます。その場合、「受講許可証」が必要になりますので、以下の手続を行ってください。
- ・登録内容についても確認しますので、氏名、住所、本籍及び従事先が現状と異なる場合は、【様式第七号】宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書も併せて提出してください。
- ※ この場合、変更登録した後に受講許可証を発行しますので、日数を要します。法定講習申込み期限など確認し、書類は余裕を持って提出してください。

申請者

○郵送先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県建築住宅課宅地審査担当

宮崎県

